明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令（**農林水産**七二）　一
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（**総務**四一六）　三五
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（**同**四一七）　三七
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**三五二）　四〇
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**三五三）　四四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　四六
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　四六
会社その他
会社決算公告　四九

省令

○農林水産省令第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月八日

農林水産大臣　野村　哲郎